

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月20日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令

寒川町事務決裁規程（昭和53年寒川町訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2環境課の項中「4 じん芥収集箇所の決定  
5 衛生指導員の育成指導」を「4 じん芥収集箇所の決定」  
に改める。

### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。